

競争入札参加者の資格の再認定に係る要件及び事務手続

第1 趣旨

県内建設業者の経営基盤強化の促進を図るため、同一業種に係る競争入札参加資格を有する者（県内に建設業法上の主たる営業所を有する者に限る。）の間で合併等が行われ、存続会社等から申請があった場合、次の要件及び手続により、速やかに競争入札参加資格の再認定を行うものとする。

ただし、同一業種の中に格付けを行っている5業種（以下、格付業種と呼ぶ）が無い場合又は格付業種の全てにおいて最下級の格付けが含まれる場合を除く。

第2 要件等

1 合併の場合

1 - 1 合併により消滅する会社（消滅会社）及び存続する会社（存続会社）の双方が同一業種に係る資格（格付）を有している場合（吸収合併）

(1) 要件

存続会社が、消滅会社の営業に係る債権・債務の一切を引き継ぐこと。

存続会社が、合併期日又は合併登記の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「合併時経審」という。）を受けること。

消滅会社が、すべての建設業許可に係る廃業届を提出すること。

(2) 申請書添付書類

合併契約書の写し

合併承認の株主総会特別決議議事録又は取締役会決議議事録（簡易合併の場合）の写し（消滅会社及び存続会社双方のもの）

合併後の登記簿謄本（消滅会社及び存続会社双方のもの）

公正取引委員会の届出受理書の写し（合併の届出が必要な大会社の合併に限る。）

建設業許可通知書（写）（消滅会社及び存続会社双方のもの）

存続会社の合併時経審に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）

ただし、については、申請時に通知書を受理していない場合は申請時に提出を要さず、受理後速やかに提出すること。

(3) 再認定の効果

ア 入札参加資格の特例措置に該当するもの

消滅会社及び存続会社の双方が資格（格付）を有する業種については、合併時経審の結果に基づき、再度、入札参加資格の認定（格付）を行う（を除く）。

イ 入札参加資格の特例措置に該当しないもの

消滅会社又は存続会社のいずれか一方が最下位等級の格付けを有する業種については、存続会社に対し、上位の格付けを認定する。

消滅会社又は存続会社のいずれか一方のみが資格（格付）を有する業種については、存続会社に対し、消滅会社又は存続会社が有していた同一の資格（格付）を認定する。

、については、上記（2）のを提出後、速やかに認定する。については申請時に（2）のの提出が無い場合は、速やかに認定し、提出があった後、合併時経審の結果に基づく完成工事高、客観点数を関係機関に通知する。なお、再認定の通知を行うまでの間は、存続会社が有する従前の資格（格付）については、従前の効力を有する。

1 - 2 同一業種の資格を有する複数の会社が合併により新会社（新設会社）を設立した場合（新設合併）

(1) 要件

新設会社が、消滅会社の営業に係る債権・債務の一切を引継ぐこと。

新設会社が、建設業許可申請書を提出し許可を受けること。

すべての消滅会社が、すべての建設業許可に係る廃業届を提出すること。

新設会社が、合併登記の日を審査基準日とする合併時経審を受けること。

(2) 申請書添付書類

合併契約書の写し

合併承認の株主総会特別決議議事録の写し（消滅会社のもの）

合併後の登記簿謄本（消滅会社及び新設会社双方のもの）

公正取引委員会の届出受理書の写し（合併の届出が必要な大会社の合併に限る。）

新設会社の定款

新設会社の開始貸借対照表

移転財産目録

建設業許可通知書（写）（消滅会社及び新設会社双方のもの）

新設会社の合併時経審に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）

(3) 再認定の効果

ア 入札参加資格の特例措置に該当するもの

二以上の者が資格（格付）を有する業種については、合併時経審の結果に基づき、再度、入札参加資格の認定（格付）を行う（ を除く）。

イ 入札参加資格の特例措置に該当しないもの

二以上の者が資格（格付）を有し、いずれか一者が最下位等級の格付けを有する業種については、上位の格付けを認定する。

一つの者のみが資格（格付）を有する業種については、新設会社に対し、消滅会社が有していた同一の資格（格付）を認定する。

2 会社分割等の場合

2 - 1 資格を有する会社が同一業種の資格を有する他の会社に営業譲渡する場合（吸収分割）

(1) 要件

商法の会社分割制度により営業譲渡すること。

会社分割する会社（分割会社）が、建設業に係る営業のすべてを譲渡すること。

営業譲渡を受ける会社（譲受会社）が、分割期日又は分割登記の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「分割時経審」という。）を受けること。

分割会社が、すべての建設業許可に係る廃業届を提出すること。

(2) 申請書添付書類

分割契約書の写し

分割を承認した株主総会特別決議議事録又は取締役会決議議事録（簡易分割の場合）の写し（分割会社及び譲受会社双方のもの）

移転財産目録

登記簿謄本及び定款（分割会社及び譲受会社双方のもの）

建設業許可通知書（写）（分割会社及び譲受会社双方のもの）

譲受会社の分割時経審に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）

ただし、 については、申請時に通知書を受理していない場合は申請時に提出を要さず、受理後、速やかに提出すること。

(3) 再認定の効果

ア 入札参加資格の特例措置に該当するもの

分割会社及び譲受会社の双方が資格（格付）を有する業種については、分割時経審の結果に基づき、再度、入札参加資格の認定（格付）を行う。（ を除く）

イ 入札参加資格の特例措置に該当しないもの

分割会社又は譲受会社のいずれか一方が最下位等級の格付けを有する業種については、譲受会社に対し、上位の格付けを認定する。

分割会社又は譲受会社のいずれか一方のみが資格（格付）を有する業種については、譲受会社に対し、消滅会社又は存続会社が有していた同一の資格（格付）を認定する。

、 については、上記（2）の を提出後、速やかに認定する。 については申請時に（2）の の提出が無い場合は、速やかに認定し、提出があった後、合併時経審の結果に基づく完成工事高、客観点数を関係機関に通知する。なお、再認定の通知を行うまでの間は、譲受会社が有する従前の資格（格付）については、従前の効力を有する。

2 - 2 資格を有する会社が同一業種の資格を有する他の会社に会社分割制度以外の営業譲渡を行う場合

(1) 要件

商法又はその他の法令等により営業譲渡すること。（会社分割制度以外のもの）

営業を譲り渡す会社（譲渡会社）が、建設業に係る営業のすべてを譲渡すること。

譲受会社が、譲受会社の設立登記日又は営業譲渡の期日以降であって、かつ、譲渡を受けたことにより新たな経営実態が備わっていると認められる期日を審査基準日とする経営事項審査（以下「譲渡時経審」という。）を受けること。

譲渡会社が、すべての建設業許可に係る廃業届を提出すること。

(2) 申請書添付書類

営業譲渡契約書の写し

営業譲渡を承認した株主総会特別決議議事録の写し（譲渡会社及び譲受会社双方のもの）
移転財産目録

登記簿謄本及び定款（譲渡会社及び譲受会社双方のもの）

建設業許可通知書（写）（譲渡会社及び譲受会社双方のもの）

譲受会社の譲渡時経審に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）

ただし、 については申請時に通知書を受理していない場合は、申請時に提出を要さず、受理後、速やかに提出すること。

(3) 再認定の効果

譲渡会社及び譲受会社の双方が資格（格付）を有する業種については、譲渡時経審の結果に基づき、再度、入札参加資格の認定（格付）を行う。（ を除く）

譲渡会社又は譲受会社のいずれか一方が最下位等級の格付けを有する業種については、譲受会社に対し、上位の格付けを認定する。

譲渡会社又は譲受会社のいずれか一方のみが資格（格付）を有する業種については、譲受会社に対し、消滅会社又は存続会社が有していた同一の資格（格付）を認定する。

、 については、上記（2）の を提出後、速やかに認定する。 については申請時に（2）の の提出が無い場合は、速やかに認定し、提出があった後、合併時経審の結果に基づく完成工事高、客観点数を関係機関に通知する。なお、再認定の通知を行うまでの間は、譲受会社が有する従前の資格（格付）については、従前の効力を有する。

第3 事務手続等

競争入札参加資格の再認定を受けようとする者は、別添申請書及び第2に掲げる書類を添付のうえ、土木事務所経由で申請すること。

競争入札参加資格再認定申請書

平成 年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

住 所
申請者 商号又は名称
(存続会社等) 代表者氏名

このたび、合併等により、下記のとおり競争入札参加資格の再認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1．申請者(存続会社、新設会社等)の許可番号及び許可年月日

2．申請者の有する資格及び等級

3．消滅会社等の住所、商号又は名称及び代表者氏名

住 所
商号又は名称
代表者氏名

4．消滅会社等の有する資格及び等級

5．再認定を申請する資格

6．合併等の期日及び形態

(1) 期日

平成 年 月 日

(2) 形態

吸収合併
新設合併
吸収分割
営業譲渡(会社分割制度以外)